

11. 国 民 年 金

国民年金は、社会保障制度の一環として、国民の誰もが何らかの年金を受けられるよう、国民皆年金をめざして厚生年金などの被用者年金に加入していない方を対象に、昭和36年に施行された制度です。

高齢化社会の進展に備えて、基礎年金制度の導入による公的年金制度の再編成がはかられ、昭和61年4月から新しい国民年金（基礎年金）になり、また、平成9年1月より基礎年金番号制も導入されました。

国民年金は、国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全員加入となり、また、老齢に達したとき、障がいの状態に至ったとき、遺族となったときに、それぞれ、老齢・障がい・遺族の基礎年金給付を行います。

11.1 被保険者の種別

11.1.1 強制加入者

① 第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者、第3号被保険者に該当しない方（自営業者とその配偶者や学生等）

② 第2号被保険者

厚生年金保険の加入者（会社員や公務員等）

③ 第3号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者に扶養されている配偶者

11.1.2 任意加入者（本人希望による加入）

① 国内に居住する60歳以上65歳未満の方

② 昭和50年4月1日以前に生まれた方で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方

③ 海外に在住する日本人で20歳以上65歳未満の方

11.2 国民年金の保険料

① 第1号被保険者

被保険者が金融機関等を通じて納付します。

保険料額（令和8年度・月額）定額17,920円 付加400円（任意）

なお、保険料を納めることが経済的に困難（所得が低い等）な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除（学生もしくは50歳未満の方の場合は納付猶予）される制度があります。

② 第2号被保険者

厚生年金等の保険料は、給与と賞与の額に応じて決められた保険料を事業主によって納めることになっています。そのうち基礎年金相当分は一括して基礎年金会計に納付されます。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者の加入制度で負担されますので、個別に保険料を納付する必要はありません。

11.3 国民年金の給付

11.3.1 基礎年金

① 老齢基礎年金

受給資格期間（ア～オの合計）が10年以上ある方が、65歳になったときから支給されます。

ア 国民年金の保険料を納めた期間

イ 国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間

（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）

ウ 昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間のうち
20歳以上60歳未満の期間

エ 第3号被保険者であった期間

オ 国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間等（合算対象期間）

② 障がい基礎年金

初診日の前日において、一定の保険料納付等の条件を満たしている被保険者及び20歳前に初診日のある方が、国民年金の障がい等級（1級・2級）に該当する障がいの状態に至ったとき支給されます。

③ 遺族基礎年金

死亡日の前日において一定の保険料納付等の条件を満たしている被保険者又は25年以上の老齢基礎年金の受給資格期間のある方が亡くなったとき、その人に生計を維持されている子のある配偶者、又は子に支給されます。

（※令和8年4月現在）

年金額

【】内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

種 類		年 額	月 額
基 礎 年 金	老 齢（全期間納付）	847,300円【844,900円】	70,608円【70,408円】
	障がい	1 級	1,059,125円【1,056,125円】
		2 級	847,300円【844,900円】
	遺 族	こども1人	1,091,100円【1,088,700円】
		こども2人	1,334,900円【1,332,500円】
		3人目以降	1人につき81,300円増 【1人につき81,300円増】

11.3.2 第1号被保険者の独自給付

第1号被保険者だけの給付には、「付加年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」、「短期在留外国人の脱退一時金」があります。
(※令和8年4月現在)

寡婦年金	夫が受けるはずだった老齢基礎年金の3/4
死亡一時金	保険料納付済期間が3年以上15年未満120,000円、 15年以上20年未満145,000円、20年以上25年未満170,000円、 25年以上30年未満220,000円、30年以上35年未満270,000円、 35年以上320,000円

11.3.3 老齢福祉年金

拠出制年金がはじまった昭和36年4月1日当時既に50歳を超えていた（明治44年4月1日以前生まれ）方には、保険料を納めることなく、全額国の負担によって老齢福祉年金が支給されます。なお、一定以上の所得がある場合や他の公的年金を受けているときは支給停止又は減額されます。

(※令和8年4月現在)

種 類		年 額	月 額
老 齢 福 祉 年 金	全 額 支 給	432,900円	36,075円
老 齢 年 金 (旧法適用者)	高 齢 者 5 年 年 金	436,900円	36,408円

11.4 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の基礎年金受給者の方に支給されます。